

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日南町は、国民健康保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

日南町長

## 公表日

令和3年6月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に則り、被保険者の資格管理、レセプトの審査、保険給付、保険税の徴収、各種統計に関する事務処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルを使用して実施する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>資格の得喪、各種認定に関する届に関する事務、区分判定に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>届出の確認</li> <li>資格管理情報の更新</li> <li>被保険者証、各種認定証の発行及び発送</li> </ul> </li> <li>国保税の賦課徴収に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>前年度所得の確認(1月2日以降の転入の場合は前住所の確認)</li> <li>減免についての審査</li> <li>賦課</li> <li>徴収</li> <li>滞納が発生した場合の、納付相談や納付勧奨等の滞納整理</li> </ul> </li> <li>療養給付に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>高額医療費、療養費の現金給付のための資格確認</li> </ul> </li> </ol> <p>なお、平成30年度からの国保都道府県化に伴い個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託するため、必要な情報のデータ連携を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険システム</li> <li>・国民健康保険税システム</li> <li>・統合宛名管理システム</li> <li>・町県民税システム</li> <li>・固定資産税システム</li> <li>・収納消込システム</li> <li>・中間サーバ・ソフトウェア</li> <li>・国保総合システム及び国保情報集約システム</li> <li>・国保情報集約システム</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保資格情報ファイル</li> <li>・国保負担区分ファイル</li> <li>・宛名情報ファイル</li> <li>・減免情報ファイル</li> <li>・町県民税課税ファイル</li> <li>・固定資産税課税ファイル</li> <li>・収納消込情報ファイル</li> </ul>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第30項、総務省令第24条第1項第1号、第2号 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43の項  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	日南町住民課
②所属長の役職名	住民課長 浅田 雅史

**6. 他の評価実施機関**

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先

日南町役場総務課 鳥取県日野郡日南町霞800番地 電話 0859-82-1111

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

日南町役場総務課 鳥取県日野郡日南町霞800番地 電話 0859-82-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

